



SOMPOアセットマネジメント

安心・安全・健康のテーマパーク

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日: 2024年2月2日

SOMPOターゲットイヤー・ファンド 2065

愛称: ハッピーボヤージュ 2065

追加型投信／内外／資産複合

ご購入に際しては、本書の内容を
十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は右記の委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、右記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

SOMPOアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号

<照会先>

ホームページ: <https://www.sompo-am.co.jp/>

電話番号: 0120-69-5432

(受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

みずほ信託銀行株式会社

商品分類			属性区分				
単位型 ・ 追加型	投資対象 地域	投資対象 資産 (収益の源泉)	投資対象 資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券)))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載して

おります。

商品分類及び属性区分の定義につきましては、

一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

委託会社の情報

委託会社名 SOMP Oアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1986年2月25日

資本金 1,550百万円

運用する投資信託財産
の合計純資産総額 1,943,235百万円

(2023年11月末現在)

●この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「SOMP Oターゲットイヤー・ファンド2065」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月1日に関東財務局長に提出し、2024年2月2日にその効力が発生しております。

●当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

●投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。

●投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ご投資家のみなさまへ

当ファンドは、ターゲットイヤーに向けたみなさまの資産形成を応援するバランス型ファンドです。国内外の株式や債券へ分散投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用します。

ターゲットイヤーに向けて徐々にリスクを抑えた運用となるよう資産配分を変更していきます。資産配分の変更はファンドが自動的に行いますので、長期投資に適した投資信託です。

なお、ターゲットイヤー後は、リスクを抑えた安定運用を継続します。

S O M P O アセットマネジメント

ファンドの目的・特色

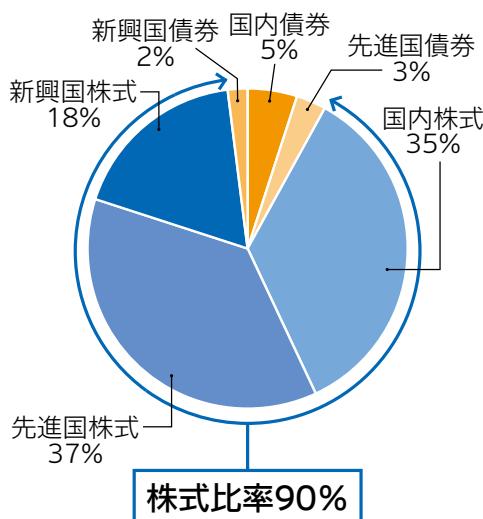
① ファンドの目的

国内外の株式や債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

② ファンドの特色

1 当初設定時は、原則として以下の基準資産配分比率に基づき、国内外の株式や債券へ分散投資を行います。

- 当初設定時の基準資産配分比率は以下の通りです。



2 設定後は、ターゲットイヤーに向けて徐々に株式の投資割合を減少させ、債券の投資割合を増加させることにより、リスクを低減していきます。

- 当ファンドのターゲットイヤーは2065年です。
- 投資割合の変更によるリスクの低減は、年1回行うこととします。

※ただし、設定から4年間は当初設定時の基準資産配分比率を維持します。

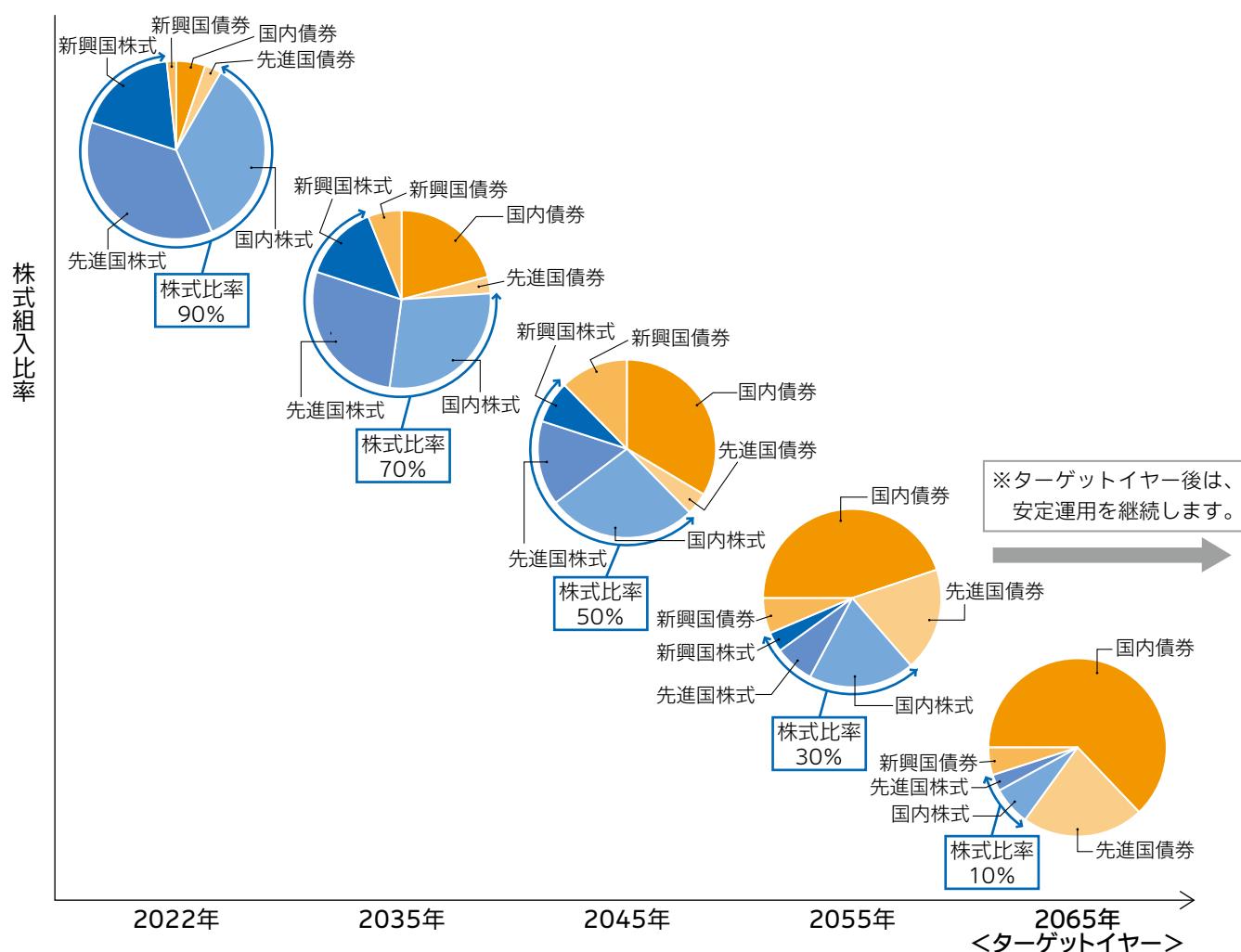
ファンドの目的・特色

SOMPOターゲットイヤー・ファンド2065

運用期間中の資産配分比率のイメージ

実際には1年ごとに資産配分比率を変えていきます。

※ただし、設定から4年間は当初設定時の基準資産配分比率を維持します。



	2022年	2035年	2045年	2055年	2065年
国内債券	5%	→	21%	→	34%	→	45%	→	63%
先進国債券	3%	→	3%	→	4%	→	19%	→	22%
国内株式	35%	→	28%	→	27%	→	19%	→	7%
先進国株式	37%	→	28%	→	15%	→	7%	→	3%
新興国株式	18%	→	14%	→	8%	→	4%	→	0%
新興国債券	2%	→	6%	→	12%	→	6%	→	5%

→ 株式組入比率 90% → 70% → 50% → 30% → 10%

・市況動向やファンドの購入・換金の状況等により、上記の基準資産配分比率から乖離することがあります。なお、こうした乖離が一定水準以上となった場合には、ポートフォリオの修正(リバランス)を行います。

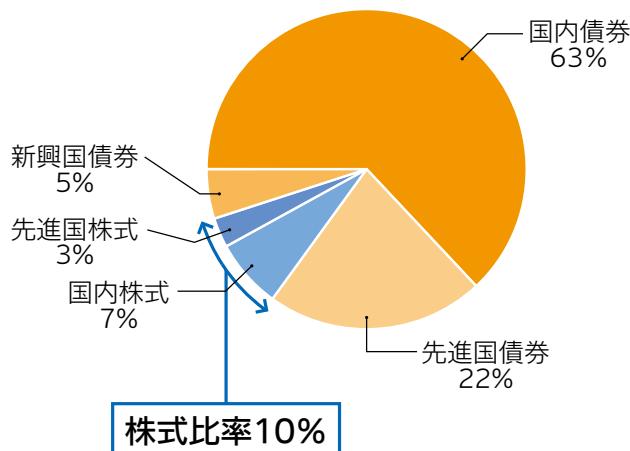
・上記は、当初設定時に計画している基準資産配分比率の推移であり、市場環境の大きな変化やファンドの購入・換金の状況等によって、基準資産配分比率を変更する場合があります。

ファンドの目的・特色

3

ターゲットイヤー以降は、以下の基準資産配分比率とし、原則として、最大許容損失(フロア)を設定し、下落リスクを低減した運用を継続します。

- ターゲットイヤーである2065年の決算日の翌日から、安定運用を開始します。
- ターゲットイヤー以降の資産配分比率は以下の通りです。



- ・上記は、当初設定時に計画している基準資産配分比率であり、市場環境の大きな変化やファンドの購入・換金の状況等によって、基準資産配分比率を変更する場合があります。
- ・実際の基準資産配分と異なることがあります。

<最大許容損失(フロア)について>

- ある期間内の最大許容損失(フロア)をあらかじめ設定しておき、最大許容損失(フロア)を超えないように、リスクのコントロールを行う運用方法です。
- 具体的には、ポートフォリオ全体のリターンが悪化した場合には、組入れ資産を同じ割合で縮小させ、短期金融商品へシフトすることで最大許容損失(フロア)の水準を下回らないよう運営します。

※リスクのコントロールを行った状態で、投資している資産の価格が上昇した場合は、その値上がり益を享受できないことがあります。

ファンドの目的・特色



実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- ファミリーファンド方式で運用します。

国内外の株式や債券への投資は以下のマザーファンド等を通じて行います。

投資対象資産	投資対象とするマザーファンド等
国内債券	損保ジャパン日本債券マザーファンド
国内株式	S J A M ラージキャップ・バリュー・マザーファンド S J A M スモールキャップ・マザーファンド
先進国債券	損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド
先進国株式	S O M P O 外国株式アクティブバリュー(リスク抑制型)マザーファンド
新興国債券	SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド※
新興国株式	エマージング株式またはエマージング株式を主要投資対象とする証券投資信託

※エマージング債券の運用指図に関する権限を、コルチェスター・グローバル・インベスターズ(シンガポール)に委託します。なお、コルチェスター グローバル インベスターズ(シンガポール)は、コルチェスター グローバル インベスターズに運用の一部を再委託します。

- ・ターゲットイヤーに向けて各マザーファンドへの配分比率は変更されます。
また、ベビーファンドから直接、株式や債券に投資する場合があります。
- ・一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

コルチェスター・グローバル・インベスターズについて

1999年設立。ロンドンを拠点とする、ソブリン債券(各国の政府または政府関係機関が発行、または保証している債券)と為替の運用に特化した運用会社です。

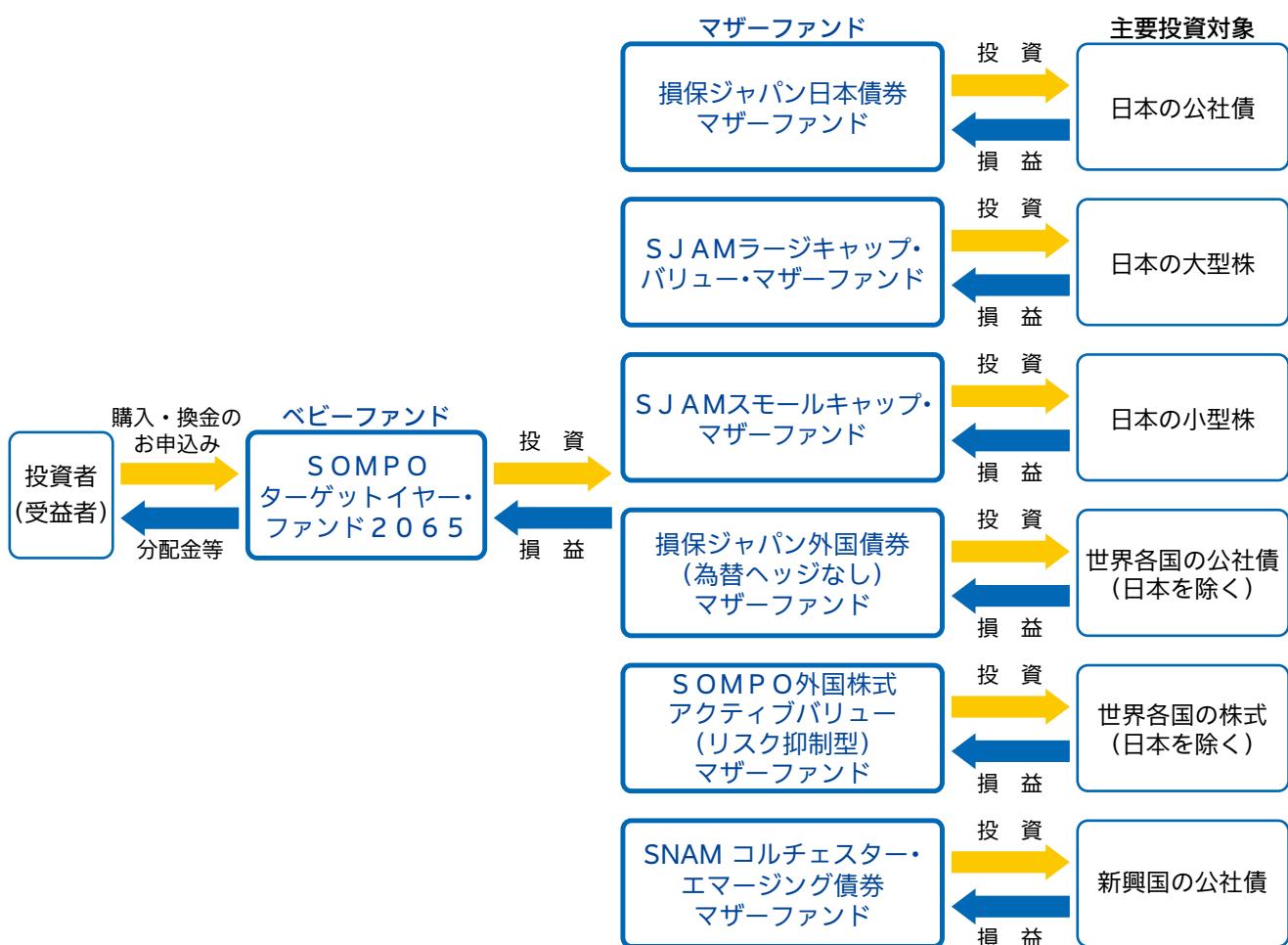
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」(当ファンド)とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「各マザーファンド」において行う仕組みです。ただし、エマージング株式またはエマージング株式を主要投資対象とする投資信託証券については直接投資を行います。



ファンドの目的・特色

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める者のに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

分配方針

毎決算時(原則として11月2日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。
ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

中長期的な観点から、複利効果による資産の成長を目指すために分配を抑えるファンドです。

投 資 リ ス ク

● 基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

●当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<input checked="" type="checkbox"/> 資産配分のリスク	ファンドの基準資産配分比率が収益の源泉となる場合もありますが、配分比率が高い資産の価格が下落した場合等には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
<input checked="" type="checkbox"/> 価格変動リスク	株式や公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。 また、一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている株式や公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
<input checked="" type="checkbox"/> 信用リスク	株式や公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式や公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式や公社債の価値がなくなることもあります、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
<input checked="" type="checkbox"/> 流動性リスク	国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあります、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
<input checked="" type="checkbox"/> 為替変動リスク	外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。 為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することができます。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

投 資 リ ス ク

カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となる場合があります。

● その他の留意点

- クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

● リスクの管理体制

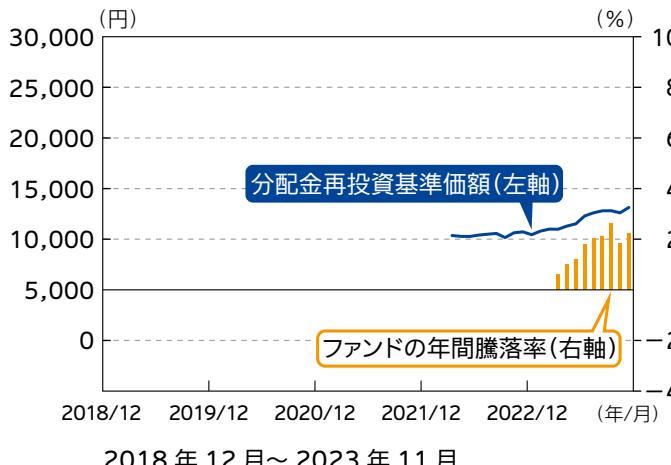
委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策等を策定しています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、担当役員が監督し、管理状況およびその有効性等については、定期的に社内委員会に報告されます。

投 資 リ ス ク

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

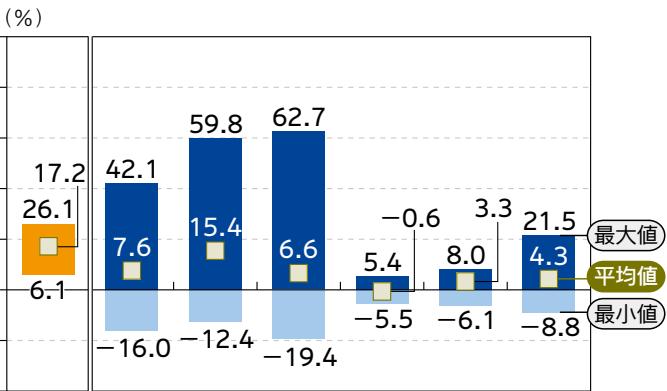
※データは、設定日より掲載しています。



2018年12月～2023年11月

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

※ファンドと代表的な資産クラスの対象期間が異なりますので、ご留意ください。



ファンド :2023年3月～2023年11月
代表的な資産クラス:2018年12月～2023年11月

- 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 上記は、期間5年の各月末におけるグラフになります。

- 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラスの指標

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が独自に円換算しています。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

先進国債:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI 国債

野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。

新興国債: J P モルガン G B I – E M グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、J P モルガン G B I – E M グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

運用実績

基準日:2023年11月30日

基準価額・純資産の推移 2022/03/18～2023/11/30

分配の推移



2022年11月	0円
2023年11月	0円
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

● 1万口当たり、税引前

- 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しています。
- 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

主要な資産の状況

S O M P O ターゲットイヤー・ファンド 2 0 6 5

資産別構成

資産の種類	純資産比
損保ジャパン日本債券マザーファンド	5.31%
S J A M ラージキャップ・バリュー・マザーファンド	17.49%
S J A M スモールキャップ・マザーファンド	17.46%
損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド	2.99%
S O M P O 外国株式アクティブラリュー(リスク抑制型) マザーファンド	36.23%
SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド	1.69%
ISHARES CORE MSCI EMERGING	18.07%
コール・ローン等	0.76%
合 計	100.00%

損保ジャパン日本債券マザーファンド

組入上位5銘柄

銘柄名	種類	償還日	純資産比
1 第450回利付国債(2年)	国債証券	2025/07/01	6.2%
2 第174回利付国債(20年)	国債証券	2040/09/20	4.2%
3 第183回利付国債(20年)	国債証券	2042/12/20	3.5%
4 第151回利付国債(20年)	国債証券	2034/12/20	3.1%
5 第364回利付国債(10年)	国債証券	2031/09/20	3.0%
組入銘柄数		101銘柄	

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

運用実績

● SJAMラージキャップ・バリュー・マザーファンド

組入上位5銘柄

銘柄名	業種	純資産比
1 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	6.3%
2 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	5.2%
3 三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	4.3%
4 三菱地所	不動産業	4.2%
5 キリンホールディングス	食料品	4.2%
組入銘柄数		40銘柄

● SJAMスマールキャップ・マザーファンド

組入上位5銘柄

銘柄名	業種	純資産比
1 めぶきフィナンシャルグループ	銀行業	4.0%
2 ジェイテクト	機械	3.1%
3 ほくほくフィナンシャルグループ	銀行業	2.9%
4 西日本フィナンシャルホールディングス	銀行業	2.9%
5 森永乳業	食料品	2.8%
組入銘柄数		83銘柄

● 損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド

組入上位5銘柄

銘柄名	発行国	種類	通貨	償還日	純資産比
1 Treasury 4.125 250131	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2025/01/31	12.1%
2 Treasury 2.75 280215	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2028/02/15	6.2%
3 Treasury 3.75 300531	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2030/05/31	5.1%
4 GERMANY 0.0 261009	ドイツ	国債証券	ユーロ	2026/10/09	4.5%
5 Treasury 3.875 330815	アメリカ	国債証券	アメリカ・ドル	2033/08/15	4.4%
組入銘柄数					144銘柄

● SOMP O外国株式アクティブバリュー(リスク抑制型)マザーファンド

組入上位5銘柄

銘柄名	通貨	発行国／地域	業種	純資産比
1 APPLE INC	アメリカ・ドル	アメリカ	情報技術	5.8%
2 MICROSOFT CORP	アメリカ・ドル	アメリカ	情報技術	5.0%
3 ADOBE SYSTEMS INC	アメリカ・ドル	アメリカ	情報技術	3.1%
4 JOHNSON & JOHNSON	アメリカ・ドル	アメリカ	ヘルスケア	2.9%
5 NOVO NORDISK A/S-B	デンマーク・クローネ	デンマーク	ヘルスケア	2.5%
組入銘柄数				89銘柄

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

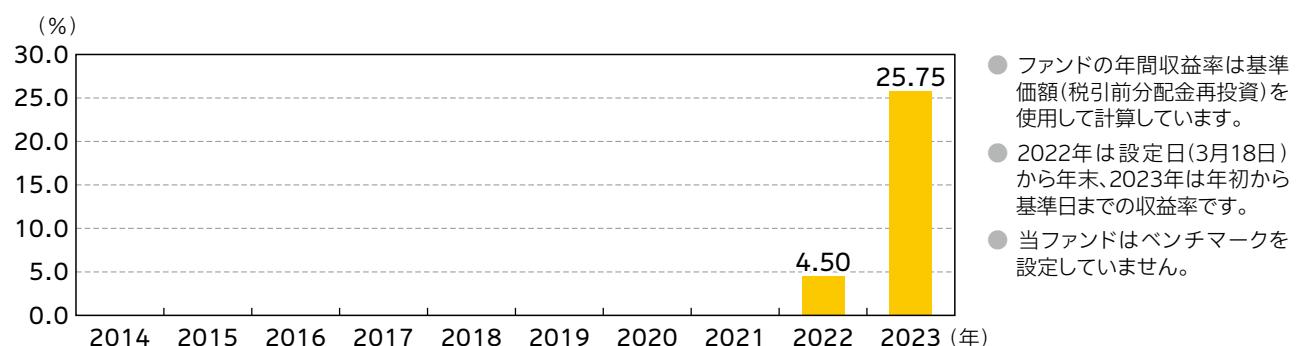
運用実績

● Snam コルチェスター・エマージング債券マザーファンド

組入上位5銘柄

	銘柄名	発行国	種類	通貨	償還日	純資産比
1	BRAZIL 10.0 290101	ブラジル	国債証券	ブラジルレアル	2029/01/01	5.7%
2	BRAZIL 10.0 270101	ブラジル	国債証券	ブラジルレアル	2027/01/01	4.0%
3	MEXICO 10.0 241205	メキシコ	国債証券	メキシコ・ペソ	2024/12/05	3.7%
4	S-AFRICA 8.75 480228	南アフリカ	国債証券	南アフリカ・ランド	2048/02/28	3.6%
5	BRAZIL 10.0 310101	ブラジル	国債証券	ブラジルレアル	2031/01/01	3.3%
組入銘柄数					78銘柄	

● 年間収益率の推移（暦年ベース）



- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

手 続・手 数 料 等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。 換金の申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。
申込不可日	・ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト・パリのいずれかの休業日 ・ニューヨーク、ロンドンまたはシンガポールの銀行の休業日
申込締切時間	原則として午後3時まで(販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)
購入の申込期間	2024年2月2日から2024年8月1日まで ※申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、および既に受けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	無期限(設定日 2022年3月18日)
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回っているとき、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることができます。
決算日	原則11月2日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時(年1回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。 販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。 各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。

手 続・手 数 料 等

信託金の限度額	5,000億円
公 告	委託会社のホームページ(https://www.sompo-am.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課 稅 関 係	<ul style="list-style-type: none">● 課税上は株式投資信託として取扱われます。● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となりますが、当ファンドはNISAの対象ではありません。● 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

手 続・手 数 料 等

○ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <u>2.2%(税抜2.0%)を上限</u> として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
--------	--	-----------------------------------

信託財産留保額	ありません。
---------	--------

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの日々の純資産総額に対して以下の率を乗じた額です。

運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

運用管理費用(信託報酬)=
運用期間中の基準価額×
信託報酬率

期間	信託報酬率 (年率)	内訳(税抜 年率)		
		委託会社	販売会社	受託会社
2065年の決算日まで	<u>1.243%</u> <u>(税抜1.13%)</u>	0.50%	0.60%	0.03%
2065年の決算日の翌日以降	<u>0.803%</u> <u>(税抜0.73%)</u>	0.35%	0.35%	0.03%

運用管理費用 (信託報酬)

運用管理費用(信託報酬)を対価とする役務の内容

委託会社	ファンドの運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

委託会社の報酬には、SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの運用指図に関する権限を委託したコルチェスター グローバル インベスターズ(シンガポール)への投資顧問報酬が含まれます。

投資顧問報酬の額は、当ファンドの信託財産に属するSNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.49%を乗じて得た額とします。なお、コルチェスター グローバル インベスターズ(シンガポール)は、コルチェスター グローバル インベスターズに運用の一部を再委託します。[ファンドの運用の対価]

手 続・手 数 料 等

その他の費用・手数料	<p>以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none">・監査費用・売買委託手数料・外国における資産の保管等に要する費用・信託財産に関する租税 等 <p>※上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>	<ul style="list-style-type: none">・監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用・売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料・保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用
------------	---	---

- 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※当ファンドは少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の対象ではありません。
※確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて購入の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合は上記とは異なります。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は2023年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。